

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について）

番号	意見		類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	全体	<p>子ども・子育て支援法において、「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいいます。しかし、全体を通じて、小学生以下の子どもたちや保護者を対象としているように伺え、子どもの範囲が狭いのではないかと考えます。こども基本法ができたことにより、こどもの権利を大切にし、こともと共に社会を形成することを推し進めていると認識しています。</p> <p>10代の子どもに関しても、年齢や発達の数度により、自分に直接関係することに意見をいえること、社会のさまざまな活動に参加できる体制を作ること（子どもアドボカシー制度など）、また、すべての子どもたちが学び育つ権利をまもるために、県の部門別計画にあることとは思いますが、本計画においても学校だけでなく、多様な遊び場や居場所を整備することも追記いただきたいです。</p>	4	<p>本計画は、本県の都道府県こども計画として位置づけられる「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」をマスタープランとし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める個別計画です。</p> <p>こどもの意見につきましては、「いわてこどもプラン」に基づき、すべての年代のこどもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信していきます。</p> <p>また、多様な遊び場や居場所についても、「いわてこどもプラン」に基づき、市町村と連携した遊び場を整備促進していくほか、子ども食堂等の子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援していきます。</p>	D (参考)
2		<p>今回の計画では未就学児から児童の範囲しかなかったが、18歳までの支援についての言及が見えなかったため、ぜひ生徒までの範囲を計画に入れてほしい。子どもの声を聞く、一緒に参画していくということであれば、聞きたい声がそこにあると思います。</p>		<p>本計画は、本県の都道府県こども計画として位置づけられる「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」をマスタープランとし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める個別計画です。</p> <p>こどもの意見につきましては、「いわてこどもプラン」に基づき、すべての年代のこどもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べるすることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信していきます。</p>	D (参考)
3	3 放課後児童対策の推進 (3) 福祉部局と教育委員会の連携	<p>公的な機関だけでなく、民間の運営する居場所も含めての連携も重要だと思います。公営では行き届かない層の子どもの居場所づくりを行っている民間団体への支援、行政との連携が子どもたちにとって大切なのではないかと感じます。</p>	1	<p>本計画は、県の都道府県こども計画として位置づけられる「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」をマスタープランとし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める個別計画です。</p> <p>子ども食堂等の子どもの居場所づくりを行う民間団体等については、「いわてこどもプラン」に基づき、支援していきます。</p>	D (参考)

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について）

番号	意見		類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
4	「保健福祉部と教育委員会が連携」「公的な放課後の居場所づくりを推進」に関して、具体的などのようなことを検討しているか分かりませんでした。具体的な推進方法や連携図、推進のために取り組んでいることなどを記載してもらいたいです			<p>県子ども子育て支援室及び県教育委員会事務局生涯学習文化財課では、「放課後の子どもの居場所に係る県の推進方針（2024～2028）」を別途策定しており、原則として県内すべての小学校区において、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所を設置することを目指すとともに、事業内容の一層の充実に向けた取組を推進していきます。</p> <p>同方針においては、以下の3点を推進の重点としており、具体的な推進方法は毎年度協議することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）放課後子供教室、放課後児童クラブ等の放課後の居場所づくりを推進する （2）希望する全ての児童を対象とすることから、特別な配慮を必要とする子どもに対する関係者の対応力を一層高めることに取り組む （3）豊かな体験活動の充実を図る 	D (参考)
5	<p>6 実施者・従事者の確保及び資質向上</p> <p>（1）特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保</p>	<p>保育士の確保に向けて、賃金や給料も見直した方がいいと思います。キャリア研修についてが記載されていますが、どのくらい上がるのか、もしくはそのままなのかを明確にしてもらいたいです。労働環境、賃金、メンタルケアの充実をお願いします。</p>		<p>保育士については、処遇の抜本的な改善を図るため、国の令和6年度補正予算において、過去最大の改定率となる10.7%の人員費引き上げが行われることになったところであり、県においても適切に対応していきます。</p> <p>保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善等加算Ⅱの修了要件である研修のひとつです。令和5年6月7日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（最終改正：令和6年4月12日）において、賃金の改善額は下記のとおり示されておりますが、個々の保育士等の賃金改善額については、各事業所に御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副主任保育士等 原則として月4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人確保したうえで、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。 ・職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。ただし、副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人確保した場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。 <p>県では、幼児教育・保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、保育士確保施策を講じるよう、引き続き、国に要望していきます。</p>	D (参考)

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
6	(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数 結論、(2)の記載背景、意図が分からない。 (1)では、保育士を増やそう、という趣旨の内容と見受けられたが、(2)の見込みではR7からR11に向けて保育士は減少している。現状の見込みを記載しているのであれば、別途項目でも見込み数は記載すべきなのではないか、と感じた。		(1)においては、市町村がニーズに応じて特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を実施するために必要な従事者を確保するという趣旨であり、従事者の数を増やしていくことを目指すものではありません。 よって、(2)において、保育教諭・保育士の見込数が減少しているのは、ニーズの減少に伴うものです。	F (その他)
7	7 専門的な知識・技術を要する支援 (5) 障がい児施策の充実等 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点はとても重要だと思います。引き続き重要視していただきたいです。	1	地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。 令和6年度から8年度にかけて取り組んでいく、第3期障害児福祉計画においては、障がいのある子どもや家族支援のほか、保育所や学校等と連携して発達支援を行うことで、地域におけるインクルーシブな子育て支援を推進する機能を持つ児童福祉施設「児童発達支援センター」が市町村が中心となって、障害保健福祉圏域に1か所以上設置されるよう促すこととしています。	D (参考)
8	障がいを持っている子供など、ケアが必要な子どもへの取組はもちろん重要ですが、障がい時の兄弟や里親家庭の実施、ヤングケアラーなど、目に見えにくいこどものケアも行ってほしいです。 例えば、児童相談所やスクールカウンセラーとの定期的なやりとりなど家庭から離れた第三者が子供の相談役となることや、潜在的にケアが必要そうな子供（ここでいう障がい児、里親家庭の実施、ヤングケアラーなど）の様子を見落とさないための専門家から学校教員やPTAなどへの研修などといったケアを行っていただきたいです。	2	ヤングケアラーなど困難な状況に置かれている子どもについては、本計画のマスタープランである「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」に基づき、困難な状況に置かれている子どもに気付き、支援に繋げるための取組を推進していきます。	D (参考)

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
9	NPOとして、子ども若者の居場所を運営しており、障がいを持っている10代の困りごとを行政に相談しにくいことがあります。 しかし、「岩手県障がい者自立支援協議会療育支援部会及び岩手県立療育支援センター」「地域自立支援協議会療育関係部会」の存在をこれまで知りませんでした。「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から」県民への情報発信に力を入れてもらいたいです。	1	県では、障がいのある子どもの成長を支え、御指摘のように地域社会への参加と包容を推進していくため、外部の機関とも協力しながら、情報発信に努めております。 例えば発達障がいのある方やその御家族、支援者に対して、子どもから大人までの幅広い年齢を対象に、必要な情報を提供する「発達障がい支援情報」をホームページで発信しています。 （ https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/shougai/kokoro/1004083.html ） また、療育センターに関することを含め制作した「いわてこども発達支援サポートブック」も上記ホームページのリンクから確認いただくことができます。 なお、SNSを利用した県政広報においてもこうした情報を発信しています。	D （参考）
10	具体的推進方策 指標 気仙郡では、児童発達支援センターの開設が遅れてしまっています。医療的ケア児を持つ家庭は転出を余儀なくされるという話も聞こえています。ぜひ、県全体の目標の中でも沿岸南部の地域を始め、医療福祉体制が整っていないエリアにも注力してほしいです。	1	令和6年度から8年度にかけて取り組んでいく、第3期障害児福祉計画においては、障がいのある子どもや家族支援のほか、保育所や学校等と連携して発達支援を行う児童福祉施設「児童発達支援センター」が市町村が中心となって、障害保健福祉圏域に1か所以上設置されるよう促すこととしています。 気仙圏域では、センターの設置の取組は進んでいませんが、令和8年度までにセンターと同等の機能を整備していく旨、各関係市町から聞いているところです。今後も地域における議論の状況に応じた情報提供を行うなど、センターの設置を働きかけていきます。	D （参考）
11	気仙3市町では福祉型児童発達支援センターの開設が遅れている現状があります。利用したいと思っても希望日数に制限がかかることも今後は検討されていることを知りました。当事者の保護者として、沿岸部のエリアでもサービスが拡充されていくことを望みます。		児童福祉法においては、障がい児への福祉サービスの提供主体は市町村とされており、各市町村で障害児福祉計画にサービス見込み量及びサービス確保のための方策を盛り込み、取組を進めています。 県では、有資格者の配置が必要なサービスに係る研修の実施や、国の支援を活用して物価高騰に係る支援金を支給するなど、サービスの確保や運営の維持に対する支援を行っています。	D （参考）
12	里親の登録は、婚姻届を出した際に周知をしてもよいと思います。夫婦にとって考えるきっかけになると思います。 また、マッチング数を目標に入れるべきだと思います。	1	里親委託率については、「社会的養育推進計画（2020～2029）」に目標値を掲げており、同計画に基づき、今後の施策を推進していきます。 なお、本計画では、「いわて県民計画（2019～2029）」第2期政策推進プランにおいて設定している指標により評価を行うこととしており、具体的推進方策指標は、本計画と特に関連する指標を記載しています。	D （参考）

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
13	食堂への支援、とても大切だと思います。 スタッフの方々が、昼過ぎから仕事を休んで活動するわけですが、子どもの居場所を持続的に確保するためには、人件費にも充当できる補助も検討していただきたいです。	1	子ども食堂への支援については、本計画のマスタープランである「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」に基づき、子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため、子ども食堂の開設・運営に関する支援に取り組んでいきます。	D (参考)
14	指標において、「子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数」とありますが、1つの市町村でも広域です。しかも、子どもは自力で移動できる範囲が限られています。そのうえで1自治体に1つあればいいという指標は低いと思います。また、どんなことができる居場所なのか。そこにどんな人がいるといいのかなど質を問うことも大切だと思います。		この指標は、全市町村で子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組むことを目指すものであり、子ども食堂の箇所数を示すものではありません。 県では、御意見をいただいた通り、より身近な地域において子どもの居場所を確保することが望ましいと考えており、本計画のマスタープランである「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」に基づき、まずは、全市町村での実施を目指しつつ、子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため、子ども食堂の開設・運営に関する支援に取り組んでいきます。	D (参考)
15	県全体で各項目の目標があるのは大事だと思うのですが、エリアごとに目標を細分化して示してほしいです。	1	各市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であり、同計画に基づき、各地域の実情に応じて、取組を推進していきます。	C (趣旨同一)

備考 1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて適宜表を分割して差し支えありません。